

箕面市の自治会を考える会 会則

(名称と組織)

第1条 本会は、箕面市の自治会を考える会と称し、その事務所を会長宅に置く。

第2条 本会は箕面市の自治会の代表者及び自治会活動に関心のある住民をもって組織する。

(目的と事業)

第3条 本会は箕面市の自治会活動を発展させるための活動を行う。

- (1) 自治会同士で情報を交換する。
- (2) 箕面市の自治会の意義を見つけることとともに、市内自治会の加入率および結成数を向上させていくことを目的とする。
- (3) 箕面市役所と箕面市社会福祉協議会との信頼関係を前提として活動する。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年2度の総会を行い、会長が議事進行をする。
- (2) ホームページ等を運営し、自治会同士の情報交換の場をつくる。
- (3) 年に1回の提言書・意見書を作成する。

(委員と幹事会)

第5条 本会には会長と幹事をおく。

- (1) 任期はそれぞれ1年とし、再任は妨げない。
- (2) 幹事は会長が任命し、再任は妨げない。

(会への参画)

第6条 会員は全ての自治会の代表者を想定しているが参加に関しては自由である。

- 2 企画運営に関しては、箕面市社会福祉協議会と協働して行う。

附則1 この会則は令和4年7月1日から施行する。